

企画競争説明書

業務名称： ホンジュラス国感染性廃棄物管理に関する情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a01159

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月18日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年5月18日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ホンジュラス国感染性廃棄物管理に関する情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年7月 ～ 2023年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp、
担当者メールアドレス：Kido.Masami@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
地球環境部 環境管理グループ環境管理第二チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年 5月25日 12時
2	質問への回答	2022年 5月30日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年 6月 3日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年6月14日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書
〔例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022年4月)」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html）

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11 協力準備調査業務の追加可能性

本件業務は情報・収集確認調査として実施するものですが、本件調査の対象となっている感染性廃棄物管理事業について、我が国政府が無償資金協力の検討を開始する可能性を有しています。我が国政府より、感染性廃棄物管理における無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務を追加して発注することを想定しています。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、契約変更を行うものします。なお、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注する場合は、次項「11 資金協力本体事業への推薦・排除」が適用されます。また、当該追加発注にかかる契約変更にあたっては「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）の提出を求めます。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、基礎情報収集・確認調査として実施しますが、上記11のとおり、途中から無償資金協力事業を想定した協力準備調査に切り替える可能性があります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とし

ます。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- (2) 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ホンジュラス国感染性廃棄物管理に関する情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

世界的にコロナウイルスの感染が拡大、長期化する中、ホンジュラス国（人口990.5万人（2020年））においては、2020年3月に初の感染者が確認されて以来、これまで感染事例は39万件超、死者数は10,504人に達している一方、ワクチン接種率は約44%に留まっている。（2022年2月13日時点）

ホンジュラスは中南米地域の中でも低中所得国に位置付けられ、医療体制が脆弱であるため、保健・医療従事者を含めた必須社会サービスに携わるエッセンシャル・ワーカーの感染防止が極めて重要であり、新型コロナウイルスの流行により増加している感染性廃棄物の適切な管理を通じた二次感染リスクの低減が喫緊の課題となっている。

ホンジュラス国内では、感染性廃棄物管理に関する体制構築やガイドラインは未整備であり、院内分別や収集運搬、滅菌・無害化处理、埋立処理が適切に行われていないと推測され、医療従事者、廃棄物管理事業者や周辺住民の感染リスク防止が懸念される。

テグシガルパ首都圏の一部の医療施設では院内において分別・保管が行われており、収集運搬業務を民間企業が担っている事例が確認されている。地方自治体においては、一部の地域においては複数の自治体から構成される自治体連合が組織され、共同処理や小規模処分場での焼却処理等の取組がなされている。しかしながら、いずれの地域においても必要な資機材や体制、ノウハウを備えているとは考え難く、本調査を通じて、早急に現状を把握し改善策を検討する必要がある。

また、地方自治体においては小規模な自治体も多く、上述の自治体連合の形成をはじめとする合理化等が進められているものの、依然として人

材、技術・知見、資機材等が不足しており、感染性廃棄物管理の基盤となる一般廃棄物管理（収集・運搬から最終処分に至るまで）の体制が十分に整備されているとは言い難い状況にある。そのため JICA では新規技術協力プロジェクト「統合固形廃棄物管理のための自治体連携管理モデル確立に係る技術支援」を新たに採択し、廃棄物管理にかかる能力強化を支援する計画である。

第3条 調査の目的と範囲

ホンジュラスの保健医療機関及び廃棄物管理主体における感染性廃棄物の分別・保管／収集・運搬／無害化処理／最終処分にかかる現状と課題を確認し、適切な処理フローを実現するために必要となる資機材や能力強化の内容等を明らかにするとともに、今後想定される協力の目的及び内容を検討するための調査（以下「本調査」という。）を目的とする。

業務の目的を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す業務を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 調査手法と調査項目の検討

本企画競争説明書は、これまでに現地から入手した情報や一般公開情報を基に作成したものである。コンサルタントは、JICAホンジュラス事務所作成の現地報告書を参照しながら効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載することとする。なお、本企画競争説明書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 遠隔調査手法の検討

公示時点では現地のコロナウイルス感染状況の予測が困難であるが、ホンジュラス渡航にあたっての水際対策等により渡航不可となる可能性も想定される。そのため、本仕様書において現地調査として想定する業務のうち本邦からの遠隔実施が可能な内容について検討し、調査全体の工程を必要に応じ見直したうえで、提案に含めること。

(3) 現地調査の実施方針

本調査においては、計2回の現地調査を想定し、大都市圏を中心とする4つの保健行政区及び地方自治体で広域処理の仕組みを構築している自治体連合のうち4つを目安として、感染性廃棄物及び一般廃棄物管理の現状と課題を把握のうえ、各地域に特性に応じた協力方針を検討する。調査の各段階において随時発注者及びホンジュラス側と協議し、認識の共有を図ること。

① 第一次現地調査

調査目的：ホンジュラス国における感染性廃棄物の管理及びその基盤となる自治体による廃棄物管理全般について、現状の把握および課題の整理を行う。

同結果に基づき、今後想定される協力内容（以下「協力（案）」）、及び実施体制等を検討する。

派遣前：既往資料の収集・分析を通じて本調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理する。JICA地球環境部が2022年5月に実施予定の現地調査の結果に基づき重点対象とする地域を決定する予定であり、同方針を踏まえて調査計画を策定し、インセプション・レポート（IC/R）として取り纏める。IC/Rには協力の方向性及び機材の選定方針及び条件（クライテリア）案を含め、関係者間で共有することにより効率的な調査の遂行を図る。

帰国時：現地調査結果を記述した「第一次現地調査結果概要」をとりまとめ、これを基に、協力（案）の基本的な方向性を協議・議論する。

② 第二次現地調査

調査目的：第一次現地調査の結果を踏まえて協力（案）の内容及びホンジュラス側の負担事項等を最終報告書（案）として取り纏め、ホンジュラス側関係者に説明・協議し、合意を得る。

派遣前：協力（案）の内容をとりまとめた「最終報告書（案）」に基づき、協力（案）の内容を確認する。

帰国時：帰国報告会に参加し、ホンジュラス側と合意した内容に基づき、協力（案）の内容を報告する。

(4) 協力対象機材及び調達方針の検討

協力（案）の検討対象は、ホンジュラス国の感染性廃棄物管理能力およびその基盤となる一般廃棄物管理能力の向上に資する機材を基本とし、具体的には感染性廃棄物分別収集容器、収集運搬車両、無害化処理機材、最終処分場管理用重機等が想定される。これら機材の導入にあたっては、都市圏の保健行政区においては大規模病院を中心とした管理体制を想定し、地方自治体においては自治体連合を中心とした広域管理体制を想定する。導入された機材が適切に運営維持管理なされることが条件となるため、その判定に用いるクライテリアについては、上述（3）の通り、第一次現地調査前に発注者と協議のうえ決定する。現地調査の結果、供与が妥当ではないと判断された機材については、その理由及び管理体制改善に向けた提言を最終報告書に含めること。

主要機材については本邦製品が優位性を発揮しうる可能性を検討のうえ、現地の物流や維持管理の容易さ等を総合的に勘案して調達計画を取りまとめる。現地調達・本邦又は第三国からの調達における輸送計画及び輸送に伴う諸手続きについても調査・検討を行う。また、その他関連する機材（スペアパーツ、維持管理用資機材を含む）で協力（案）で想定する成果の発現に資すると考えられるものがあれば、その必要性、妥当性を検討のうえ調達対象に含めることを認める。

この際、協力（案）における計画・積算の必要精度を確保するため、ホン

ジュラス側関連機関と十分な協議・調整を行い、協力（案）における実施条件や体制、相手国で必要な手続き等を確認・整理する。

(5) 現地関係機関に対する調査

本調査においては、保健省（SESAL: Secretaria de Salud）、協力（案）の対象とする保健行政区、地方自治体連合を主な対象として情報収集・分析を行う方針である。また、感染性廃棄物排出源である医療機関や一般廃棄物処理を行っているサイトへの現地踏査等が想定される。これら機関の能力・体制等について協力（案）の実施に際して懸念となりうる点があれば整理のうえ、補完・強化策等についても提言すること。

(6) 計画コンポーネントの優先順位の確認

協力（案）の実施段階にあたっては、計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、機材の絞り込みを行う場合の優先順位について、ホンジュラス側と十分協議を行った上で確認する。その他必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。

(7) 安全対策

ホンジュラス国は、危険レベルが1または2となっているため、調査対象地域に応じて事業関係者の治安面の安全を確保するための安全対策を十分検討する。計画内容の策定に当たっては、本事業において必要と考えられる安全対策案を検討し提案するとともに、調査の過程においてはJICAホンジュラス事務所による安全講習の受講などもふまえ、随時十分に発注者と協議する。

(8) 既往協力の現状確認

JICAはこれまでに、隣国エルサルバドルで実施された技術協力「地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」（2005-2009）の成果に基づき南南協力として研修ならびに第三国専門家派遣を実施している。対象地域である西部のオコテペケ県サン・マルコス・デ・オコテペケ市が、周辺5市共同で廃棄物処理事業を立ち上げ、ごみの回収、分別、最終処分に取り組んでいる。

また複数の他ドナーによる支援も行われているため、一般廃棄物管理・感染性廃棄物管理における他ドナーや国際機関、NGOの協力実績及び予定を確認する。また、他ドナーの事業で整備された機材の稼働状況や維持管理の課題、教訓をレビューし、協力（案）に反映する。

第5条 調査の内容

(1) インセプション・レポート（IC/R）の作成

- ① 既往資料の分析・検討を行うとともに、本調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定し、IC/Rとして取り纏める。第4条（3）現地調査の実施方針に記載の通り、協力の方向性、機材の選定方針等について、関係者間で共有する。

- ② IC/Rの内容（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を先方政府関係者に説明し、内容について合意を得る。

(2) ホンジュラス国における一般廃棄物・感染性廃棄物に関する情報
以下の項目について情報収集・整理を行う。なお特に指定がないものは国レベル/全国を対象とする。

- ① 一般廃棄物管理にかかる法令・政策等
一般廃棄物及び産業廃棄物の定義や法制度、所掌する組織、上位計画やガイドライン等に関する情報を収集する。

- ② 感染性廃棄物管理にかかる法令・政策等
感染性廃棄物の定義や法制度、所掌する組織、上位計画やガイドライン等に関する情報を収集する。

- ③ 一般廃棄物管理を所掌する関係者の組織体制・能力（対象地域）
第4条（3）に記した広域処理の仕組みを構築している4件の自治体連合を目安に、一般廃棄物管理を所掌する自治体連合・地方自治体の組織体制、人員構成や財務状況、技術水準等を調査する。

- ④ 感染性廃棄物管理を所掌する関係者の組織体制・能力
感染性廃棄物管理を所掌する保健省・保健行政区・地方自治体等の組織体制、人員構成や財務状況、技術水準等を調査する。

- ⑤ 一般廃棄物管理の発生状況（対象地域）
第4条（3）に記した広域処理の仕組みを構築している4件の自治体連合を目安に、一般廃棄物の処理責任を担う自治体／自治体連合ごとの一般廃棄物発生量を推計する。また、推計値の妥当性確認のため、都市部1か所と地方部1か所の一般廃棄物発生原単位調査を行う。

- ⑥ 医療機関における感染性廃棄物の発生状況
保健省と連携し、主要な医療機関における感染性廃棄物の院内分別方法及び処理方法、院外排出方法・分別収集・処理処分の確認を行うほか、コロナウイルス感染拡大期前後や感染者数の増減による感染性廃棄物の質や量の変化について確認する。また発生量の推定値を算出し、その妥当性確認のため、可能な範囲で医療機関における実際の感染性廃棄物発生量について調査を行う。調査の手法や対象について効率的と思われる方法についてプロポーザルで提案すること。

- ⑦ 一般廃棄物の既存処理システム（対象地域）
第4条（3）に記した広域処理の仕組みを構築している4件の自治体連合を目安に以下の項目を調査する。

- 1) 収集・運搬：収集サービスのカバー率、収集運搬計画、官・民の役割分担。
2) 中間処理：リサイクル施設やコンポスト施設の有無、官・民の役割分担

3) 最終処分：最終処分場での一般廃棄物受入れ状況、運営管理体制、重機材の運用状況。

1) ～ 3) の情報を基にごみ処理フローを作成し、廃棄物管理に関する現状及び課題を取りまとめる。

⑧ 感染性廃棄物の既存処理システム（対象地域）

第4条（3）に記した4件の保健行政区、4件の自治体連合を目安に以下の項目を調査する。

1) 収集・運搬：収集率、収集運搬計画、既存の専用収集車両の仕様、収集コンテナの仕様や数量などについて調査する。

2) 無害化処理：既存の処理機材の仕様と運用状況、維持管理について調査する。

3) 最終処分：無害化処理済み、あるいは未処理の感染性廃棄物の埋立処分の現状を取りまとめる。

1) ～ 3) の情報を基に感染性廃棄物の処理フローを作成し、感染性廃棄物管理に関する現状及び課題を取りまとめる。

⑨ 無害化処理施設導入にかかる規制・制度調査

オートクレーブ、マイクロウェーブ、焼却炉など、無害化処理施設の導入にあたっての環境規制や許認可制度を確認する。現時点では導入する施設機材には複数の可能性が考えられるため、現地調査の結果に基づき、維持管理の容易さや環境負荷などを検討のうえ最適と思われる処理方法を提案する。

⑩ 施工・調達事情調査

重機材の調達や廃棄物処理施設整備に関連する法律や基準、設計・施工条件の確認、及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

⑪ 免税情報の収集整理

日本政府によるODA事業の免税措置がどの機関によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、協力（案）に関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報はJICAホンジュラス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行うとともに、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）を同事務所に電子データで提出する。

（3）ジェンダー主流化ニーズ

調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- 1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

（４）協力（案）の検討・策定

上記調査及び発注者との協議結果を踏まえ、協力（案）の計画を検討する。その際、発注者が別途指示するマニュアルに基づき、設計総括表を作成のうえ、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ること。

①協力（案）の概要策定

1) 基本計画

設計総括表にて整理された現地の自然環境、調達や施工環境等の状況を踏まえ、協力（案）内容の基本計画を検討する。

2) 協力（案）の実施計画

- ・実施方針
- ・実施上の留意事項（後述する維持管理及び評価・モニタリングに関する内容を含む）
 - ・相手国側負担事項
 - ・機材の仕様と数量
 - ・感染性廃棄物無害化処理施設の概略設計・施工案
 - ・維持管理計画
 - ・資機材等調達計画
 - ・全体実施工程

② 相手国側負担事項の整理

- 1) 相手国側負担事項（便宜供与、各種手続き、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にする。
- 2) 相手国側負担事項（資機材保管用地の確保、機材運転・維持管理のための人員配置・予算確保、公租公課の免税手続き、通関手続き、免税・通関手続きが遅れた場合の倉庫料等）のプロセス、実施時期・所要期間・費用、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

- 3) 上記調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてミニッツに記載され、実施時期や予算の概算と共に事業実施時の相手国側負担事項の根拠となる。なお、同情報は、詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

③ 維持管理計画策定

保健省、医療機関、環境省及び自治体等の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、感染性廃棄物処理用資機材、最終処分場重機の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況、現地におけるスペアパーツ・消耗品の供給体制などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

感染性廃棄物の適切な管理体制を確保するためには、選定した各機材に応じた日常点検やメンテナンス業務を整理した運転管理マニュアルが不可欠となるため、上述の他ドナーによる支援実績や国際機関等によるガイドライン類、JICAの関連事業での取組等の活用可能なリソースについて情報収集のうえ、マニュアルの新規作成の必要性を含むソフトコンポーネントの内容について提案する。

④ 評価指標・モニタリング計画

協力（案）の事業効果を測定するために評価指標およびモニタリング計画を策定する。

⑤ 環境社会配慮

協力（案）実施に際しての環境社会配慮に関する課題（主に無害化処理機材の設置・運用に関する規制や周辺住民との関係等）を調査し、ホンジュラス側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁を確認し、本事業のカテゴリーを確認するとともに、本事業の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

⑥ 協力（案）の事業費の概略検討

協力（案）実施にあたり必要となる事業費の概略を検討する。検討に際しては調達や施工環境など、留意点をまとめる。

⑦ 想定されるリスク及び対処策の検討

協力（案）の実施に向けて想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。また、リスクの軽減については、リスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

⑧ 協力（案）の評価

協力（案）の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定する。

(5) 最終報告書（案）の作成・説明・協議

①第1次現地調査で先方と協議した結果を最終報告書（案）として取り纏め、内容について発注者と協議する。

②最終報告書（案）をホンジュラス側関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、保健省および主要医療機関や自治体等の維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(6) 最終報告書等の作成

ホンジュラス側関係者との最終報告書（案）に関する協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 最終報告書
- 2) 事業費検討内訳書
- 3) 協力（案）概要
- 4) 協力（案）の仕様検討書
- 5) 協力（案）のモニタリング方法概要
- 6) 免税情報資料
- 7) 写真データ（付属資料）

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、保健省、環境省との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文（電子データのみ） |
| (2) インセプション・レポート | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (3) 第一次現地調査結果概要 | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (4) 最終報告書（案） | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (5) 最終報告書（公開版、非公開版の2種の作成を想定） | : 和文電子データ
: 英文電子データ
: 西文電子データ |
| (6) 事業費検討内訳書 | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (7) 協力（案）概要 | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (8) 協力（案）の仕様検討書 | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (9) 協力（案）のモニタリング方法概要 | : 和文、英文、西文（電子データの
み） |
| (10) 免税情報シート | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |
| (11) 写真データ（付属資料） | : 和文、英文、西文（電子データのみ） |

- 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第5条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 3) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	効果的な調査手法（遠隔業務、現地傭人活用のアイデア）	第4条 調査実施の留意事項（1）調査手法と調査項目の検討（p.11）
2	現地再委託及び要人の活用が効果的と考えられる業務（特記仕様書に記載の内容の変更を含む）	第4条 調査実施の留意事項（1）調査手法と調査項目の検討、（2）遠隔調査手法の検討（p.11）
3	感染性廃棄物の発生状況等現状把握を効率的に行う方法	第5条 調査の内容（2）ホンジュラス国における一般廃棄物・感染性廃棄物に関する情報 ⑥医療機関における感染性廃棄物の発生状況（p.12）
4	計画コンポーネントの絞り込みクライテリアの設定	第4条 調査実施の留意事項（3）現地調査の実施方針（p.12）
5	導入資機材の検討に関して、本邦機材の導入可能性の検討	第4条 調査実施の留意事項（4）協力対象機材及び調達方針の検討（p.13）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：廃棄物管理に係る情報収集及び感染性廃棄物管理に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／廃棄物管理計画
- 感染性廃棄物管理

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.34 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理計画）】

- ① 類似業務経験の分野：廃棄物管理計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語又はスペイン語（できれば望ましい）
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 感染性廃棄物管理】

- ① 類似業務経験の分野：感染性廃棄物管理に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全世界
- ③ 語学能力：語学評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年7月中旬から2023年3月上旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 17.92 人月（現地：9.67人月、国内8.25人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/廃棄物管理計画（2号）
- ② 感染性廃棄物管理（3号）
- ③ 収集運搬／中間処理／最終処分
- ④ 機材計画・積算
- ⑤ 組織体制・財務
- ⑥ 環境社会配慮／自然状況調査

第1章11に示した通り、本業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。

当該追加業務に係る追加の業務量目途と追加の業務想定については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途と業務想定は、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量は、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。

1) 追加業務量の目途

約 5.0人月

2) 追加の業務想定

追加業務：無償資金協力（機材等整備）を想定した概略設計、事業費積算等の検討及び資料とりまとめ、先方実施機関との協議（ドラフト説明（DOD）相当として現地渡航を伴う協議を想定）

3) 渡航回数を目途 のべ10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 医療系廃棄物及び感染性廃棄物の発生状況調査
医療機関への訪問や聞き取り調査による感染性廃棄物発生量の確認
- 感染性廃棄物の既存処理システム調査
感染性廃棄物処理の収集・運搬、無害化处理、最終処分の各サイトへの現地踏査や聞き取り調査による、既存処理システムの現状や課題の確認
- 最終処分場運営管理調査
最終処分場の廃棄物受け入れ体制、重機材の維持管理状況などについて現地踏査や聞き取り調査による確認
- 環境社会配慮調査
協力（案）の実施に際して予想される環境や社会に対する影響に関する調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- なし。

2) 公開資料

- 中南米・カリブ地域における UHC 達成に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2019年）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045864>
- ホンジュラス共和国 保健サーベイランス国立研究所建設計画準備調査報告書（2016年）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000027891>
- ホンジュラス共和国 地方開発のための自治体能力強化プロジェクト（FOCAL2）中間レビュー調査報告書（2014年）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017745>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートとのアポイント調整支援	有

(6) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。JICAホンジュラス事務所作成「ホンジュラス安全対策マニュアル」にかかる事項を順守し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。ホンジュラス到着後は速やかにJICA事務所からセキュリティブリーフィングを受け、滞在中の行動については以 JICAの安全管理基準を厳守すること。渡航計画をJICAに提出するとともに 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。ホンジュラス全域において、18:00から翌日6:00までの都市間移動は原則禁止されおり、一部地域においては、夜間の外出を禁止している。なお、JICAの安全管理基準については随時変更があるため、変更の結果業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくとも、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合には、随時協議のうえ発注者は必要に応じこれを認める。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 特になし

（4）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

- 1) 特になし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／廃棄物管理計画	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／〇〇〇〇	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： 感染性廃棄物管理	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

